

随意契約結果一覧(令和5年度)

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
緊急再就職訓練(長期高度人材育成コース) 「美容師養成科(4期生)」(北見市)実施業務委託契約	R5.4.5	(学)上村学園	2,193,030	当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため 地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	契約年数2年
緊急再就職訓練(長期高度人材育成コース) 「保育士養成科(13期生)」(北見市)実施業務委託契約	R5.4.5	(学)栗原学園	13,260,000	当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため 地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	契約年数2年
緊急再就職訓練(長期高度人材育成コース) 「介護福祉士養成科(14期生)」(北見市)実施業務委託契約	R5.4.5	(学)栗原学園	13,874,000	当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため 地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	契約年数2年
緊急再就職訓練(長期高度人材育成コース) 「総合事務科(5期生)」(北見市)実施業務委託契約	R5.4.6	(学)栗原学園	3,303,200	当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため 地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	契約年数2年
緊急再就職訓練(長期高度人材育成コース) 「情報通信科(4期生)」(北見市)実施業務委託契約	R5.4.6	(学)栗原学園	8,258,000	当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため 地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	契約年数2年
緊急再就職訓練 「総合事務科 I」(北見市)実施業務委託契約	R5.4.17	(一社)北見地域 職業訓練センター運営協会	4,290,000	当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため 地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(11)	<a href="#">存立援助を必要とする非営利法人</a>
緊急再就職訓練 「パソコン事務科 I」(網走市)実施業務委託契約	R5.4.27	(職)網走職業訓練協会	1,848,000	当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため 地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	プロポーザル特定者
緊急再就職訓練 「パソコン基礎科 I」(紋別市)実施業務委託契約	R5.4.28	辻学院	924,000	当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため 地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	プロポーザル特定者
緊急再就職訓練 「パソコン事務科 I」(北見市)実施業務委託契約	R5.5.30	(一社)北見地域 職業訓練センター運営協会	3,234,000	当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため 地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(11)	<a href="#">存立援助を必要とする非営利法人</a>
緊急再就職訓練 「介護パソコン科」(網走市)実施業務委託契約	R5.6.19	(職)網走職業訓練協会	2,662,000	当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため 地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	プロポーザル特定者
緊急再就職訓練 「ビジネス経理観光科」(網走市)実施業務委託契約	R5.7.26	(職)網走職業訓練協会	858,000	当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため 地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	プロポーザル特定者